

藤沢市図書館ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館財源確保対策実施要領に定めるホームページ広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載料)

第2条 広告の掲載料は、月額10,000円とする。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は最大12ヶ月とする。

2 広告掲載期間内に、図書館の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、別表に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は、図書館が指定した位置とする。

2 ホームページにける広告掲載件数は、4件とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

バナー広告

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横120ピクセル
- (3) 5KB以内
- (4) GIF形式(アニメーション可)

Webギャラリー

- (1) 縦600ピクセル
- (2) 横1200ピクセル
- (3) 120KB
- (4) JPG形式(アニメーション不可)

附則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

閉鎖した時間	延長する日数
1 時間以上 2 4 時間以内	1 日
2 4 時間を超えた時	閉鎖した日数 + 1 日